湖東信用金庫

財形預金規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、利息計算方法の見直しにより、以下の通り財形預金規定を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、今般の改定につきましては、令和6年8月1日以降が預入日となる新規口座および自動継続口座に適用させていただきます。

記

- 1. 改定となる規定
 - (1) 財産形成期日指定定期預金規定
 - (2) 財形年金預金規定
 - (3) 財形住宅預金規定
- 2. 改定日

令和6年8月1日

- 3. 改定内容
- (1) 財産形成期日指定定期預金規定

改定後	改定前
5. (利 息)	5. (利 息)
(4の2)	(402)
① 6か月未満解約日における普通預金の利率	① 6か月未満…解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満······2年以上利率×20%	② 6か月以上1年未満·······2年以上利率×20%
③ 1年以上1年6か月未満2年以上利率×30%	③ 1年以上1年6か月未満2年以上利率×30%
④ 1年6か月以上2年未満2年以上利率×40%	④ 1年6か月以上2年未満2年以上利率×40%
⑤ 2年以上2年6か月未満2年以上利率×50%	⑤ 2年以上2年6か月未満2年以上利率×50%
⑥ 2年6か月以上3年未満2年以上利率×60%	⑥ 2年6か月以上3年未満2年以上利率×60%
<削除>	(注) ただし、解約日の普通預金利率を下限
	とします。(小数点第3位以下は切捨てます。)

(2) 財形年金預金規定

改定後	改定前
4. (利 息)	4. (利 息)
(3)	(3)
① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金	① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金
の場合	の場合
A 6か月未満解約日における	A 6か月未満解約日における
普通預金の利率	普通預金の利率
B 6か月以上1年未満2年以上利率×20%	B 6か月以上1年未満2年以上利率×20%
C 1年以上1年6か月未満2年以上利率×30%	C 1年以上1年6か月未満…2年以上利率×30%
D 1年6か月以上2年未満·····2年以上利率×40%	D 1年6か月以上2年未満…2年以上利率×40%
E 2年以上2年6か月未満2年以上利率×50%	E 2年以上2年6か月未満2年以上利率×50%
F 2年6か月以上3年未満2年以上利率×60%	F 2年6か月以上3年未満…2年以上利率×60%
<削除>	(注) ただし、解約日の普通預金利率を下限
	とします。(小数点第3位以下は切捨てます。)
② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預	② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預
金(M型)の場合	金(M型)の場合
A 6か月未満解約日における	A 6か月未満解約日における
普通預金の利率	普通預金の利率
B 6か月以上1年未満上記1②の適用利率	B 6か月以上1年未満上記1②の適用利率
×50%	×50%
<削除>	(注) ただし、解約日の普通預金利率を下限
	とします。(小数点第3位以下は切捨てます。)

(3) 財形住宅預金規定

改定後	改定前
4. (利 息)	4. (利 息)
(2)	(2)
① 6か月未満解約日における普通預金の利率	① 6か月未満解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満·······2年以上利率×20%	② 6か月以上1年未満2年以上利率×20%
③ 1年以上1年6か月未満2年以上利率×30%	③ 1年以上1年6か月未満2年以上利率×30%
④ 1年6か月以上2年未満······2年以上利率×40%	④ 1年6か月以上2年未満2年以上利率×40%
⑤ 2年以上2年6か月未満2年以上利率×50%	⑤ 2年以上2年6か月未満2年以上利率×50%
⑥ 2年6か月以上3年未満2年以上利率×60%	⑥ 2年6か月以上3年未満2年以上利率×60%
<削除>	(注) ただし、解約日の普通預金利率を下限と

改定後	改定前
	します。(小数点第3位以下は切捨てます。)

以上